

指定等有効期間満了日が平成26年3月31日である介護サービス事業所・施設の更新申請について

平成25年2月22日

介護保険課

1 指定の更新

- 介護サービス事業所・施設は指定等の有効期間の満了日までに更新を受ける必要があります。
- 平成20年4月1日に更新を受けた事業所、又は新規に指定を受けた事業所は、当該指定日から6年を経過する平成26年3月31日が更新期限となります。

2 指定更新申請の提出時期

- 広島県では、通常、有効期間満了日の3ヶ月前を目途に更新手続きについての通知を行っていますが、指定更新申請の審査事務が平成25年度末に集中することとなるため、平成25年の6月頃から対象の事業者に対して、順次、申請書の提出を依頼しますので、期限までに提出してください。

※ 有効期間の満了日が平成26年3月31日以外で、平成25年度に更新を要する施設・事業所につきましては、通常の更新手続きを行いますのでご注意ください。

3 更新申請の審査の内容

更新申請の審査にあたっては、指定の申請に係る審査と同様の審査を行うほか、事業の運営実績等の審査を次により行います。

- (1) 人員基準については、雇用関係及び勤務形態（実績及び計画）等
- (2) 設備基準については、現時点の図面等による施設の利用状況等
- (3) 必要に応じて現地確認等の実施。（実地指導の計画の時期と重なる場合は実地指導を同時期にすることもあります。）

※ なお、休止中の事業所については、更新が認められないので、指定更新期限が到来するまでに再開若しくは、廃止の手続きをとってください。

4 更新申請の留意事項

- (1) 更新申請の必要な事業者に対して、更新申請書と併せて「自主点検表兼確認表」を送付するので、事前に事業者で指定基準等に合致しているか、自主点検を行いチェックしてください。
- (2) また、「更新申請に係る添付書類一覧」を送付するので、更新の申請を行う場合、必ず事業者において、添付書類等に漏れがないか確認し、チェックをしてください。
- (3) 上記、(1)及び(2)の書類は、更新申請書や必要となる添付書類と併せて提出してください。
- (4) 各担当より適宜、更新申請書の補正を指示します。
- (5) 審査手数料として県の収入証紙を貼付する必要がありますが、貼付の方法については各指定権者に確認してください。
- (6) 審査手数料は審査のための手数料です。申請内容によっては更新できない場合があります。
- (7) 更新申請の審査終了後に変更がある場合は、通常どおり届け出てください。
- (8) 更新指令書は、すべての審査が終了する平成26年3月下旬を目途に送付します。
- (9) 一部ユニット型介護老人福祉施設について、更新することにより地域密着型サービスとなる場合があるので、ご注意ください。